



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	新規要望のため、該当せず
有効性	要望の措置の適用見込み	4, 723万人(平成24年度 所有者別株主数) (出典)東京証券取引所等「平成24年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置を講ずることにより、ETFの新規上場・淘汰が進むことにつながり、市場活性化に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、ETFの金銭償還時の源泉徴収額の計算を可能とし、ETFの新規上場・淘汰につながるものであり、妥当である。
	ページ	2—2

税負担軽減措置等の適用実績	新規要望のため、該当せず。
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	新規要望のため、該当せず。
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新規要望のため、該当せず。
前回要望時の達成目標	新規要望のため、該当せず。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新規要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯	新規要望である。
ページ	2—3